

第1 事業の目的

近年、農業従事者の高齢化や農業後継者の不足が進み、農地を維持・管理するにあたり支障が生じている。そこで、町単位で広域化した集落営農組合やその構成団体が、広大な農地を管理する場合に、スマート農業等を導入することで、農作業を省力化するとともに、効率化することにより、農業のさらなる振興と農地の適切な管理につなげる。

第2 事業対象者

- (1) 市内の集落営農組合
- (2) 市内で農業を営む農業法人

第3 事業内容

広域な農地を整備・管理する際の作業の省力化を目的とする、次に掲げる機械・設備およびヤギの導入を支援する。

- (1) リモコン式自走草刈機や無人草刈ロボット（以下、リモコン式自走草刈機等、という。）
- (2) 多機能型自動給水機および給水栓（以下、水管理システム、という。）
- (3) 除草用ヤギ

第4 成果目標

第2の対象者が実施する事業に対応する以下の項目を、成果目標とする。

(1) 集落営農組合

2年以内に町単位の広域集落営農組合として法人化したか、もしくはすること。または、当該年度内に一定期間耕作されていない農地を新たに1ha以上復元し、管理すること。

(2) 農業法人

2年以内に町単位の広域集落営農組合として法人化する団体の構成員となること、または、当該年度内に一定期間耕作されていない農地を新たに1ha以上復元し、管理すること。

第5 補助率及び補助金の額

事業を実施する場合の補助率及び補助金の額は、予算の範囲内において、次の通りとする。

(1) リモコン式自走草刈機等の導入

補助率は、事業に要する経費の50%以内とし、補助金額は3,300千円を上限とする。ただし、1台あたり1,800千円を上限とする。千円未満の端数は切り捨てるものとする。

(2) 水管理システムの導入

補助率は、事業に要する経費の50%以内とし、補助金額は2,100千円を上限とする。ただし、水管理システム1台あたり100千円を上限とする。千円未満の端数は切り捨てるものとする。

(3) 除草用ヤギの導入

補助率は、事業に要する経費の50%以内とし、補助金額は600千円を上限とする。ただし、1頭あたり60千円を上限とする。千円未満の端数は切り捨てるものとする。

第6 導入機械等の管理

事業実施主体は、本事業で導入する農業用機械及び設備について、適正な管理及び効果的な利用に努めるものとする。

第3の(3)除草用ヤギを導入する場合は家畜伝染病予防法等関係法令を遵守するとともに、健康管理には十分留意するものとする。また、周囲を通行中の人や物に障害及び損失を生じさせないようにすること。

第7 補助金の返還

事業実施主体が、第4の成果目標を達成することができないと認められるとき、又は、神戸市

補助金等の交付に関する規則第20条に該当するときは、補助金の全部若しくは一部の返還をさせることができる。

第8 事業の実施期間

補助対象事業は、補助金の交付決定の日から令和4年3月末までに完了すること。

第9 募集方法

以下市ホームページにおいて募集する。

<http://www.city.kobe.lg.jp/a99375/business/recruit/smartnougyoushienijgyouboshuu.html>

第10 スケジュール

- | | |
|-------------|------------------|
| 1 募集期間 | 令和3年6月4日（金曜）より随時 |
| 2 審査および結果通知 | 応募申請書受付後随時 |

第11 申請方法

事業の実施を希望する者は、次のとおり申請の手続きを行うこととする。

なお、提出書類については返却しない。

1 提出書類

- | | |
|---------------------------|----|
| (1) 応募申請書（様式第1号） | 1部 |
| (2) 事業実施計画書（様式第2号） | 1部 |
| (3) (2)の計画書に記載している添付資料 | 1部 |
| ・設計書（見積書、カタログ等） | |
| ・導入する農業機械等の設置・保管場所の位置図、写真 | ほか |

2 提出方法

下記あてに、スキャン等により各種データ化を行った上で原則 e-mail により各種資料を提出すること。但し、e-mail による提出が困難な場合は、持参もしくは郵送による提出も可能です。

【e-mail 送付先】 nouseikeikakuka@office.city.kobe.lg.jp

3 提出先

〒651-0087
神戸市中央区御幸通6丁目1-12
三宮ビル東館3階 神戸市経済観光局農政計画課 あて

4 受付期間

令和3年6月4日（金曜）より随時
ただし、持参の場合は、上記期間の平日、午前9時～正午、午後1時～午後5時とする。

5 その他

なお、事業内容によっては神戸市経済観光局北農業振興センターもしくは西農業振興センターから連絡を行う事があります。

第12 審査基準等

補助金を交付することが妥当と認められる者（以下「補助金交付対象者」という。）の審査基準は、次の通りとする。

ア. 事業計画等について

- ・事業を実施する体制が整っていること。
- ・問題解決に向けた自発的な取組みが、具体的かつ適当であること。

イ. 事業内容（導入予定機械等）について

- ・事業内容が、本事業の主旨に合致していること。
- ・導入予定の機械等の規模が、事業計画に対し、適正であること。

ウ. 事業実施後の展望について

- ・成果目標の達成に向けた事業効果が期待できること。
- ・省力化・効率化を図り、地域の農地保全に貢献することができること。

第13 審査方法

市において、応募者が事業要件を満たし、応募書類がすべて整っていることを確認した後、前記の審査基準に基づき審査を行う。審査の結果適当と認められた場合は、審査が完了した順に、予算の範囲内において補助金交付対象者を選定する。なお、審査を行うにあたり、必要に応じて応募者との面談等を行う。

また、審査の経過は応募者には通知せず、審査の経過についての問い合わせその他一切の照会には応じない。

第14 審査結果の通知

審査の結果については、補助金交付対象者の決定後、速やかに応募者に対して通知する。

第15 その他

令和3年度スマート農業導入支援事業の実施にあたっては、経済観光局農政所管補助金等の交付に関する要綱及びスマート農業等導入支援事業実施要領ならびに神戸市補助金等の交付に関する規則により手続きを行う。

<問い合わせ先>

神戸市中央区御幸通6丁目1-12 神戸市経済観光局農政計画課

TEL：078-984-0369

神戸市長 あて

事業主体所在地
事業主体名
代表者氏名
電話番号 () —
e-mail

スマート農業等導入支援事業応募申請書

スマート農業等導入支援事業について、スマート農業等導入支援事業実施要領第6項の規定に基づき、関係書類を添えて応募申請します。

1 事業実施計画書

別紙「令和 年度スマート農業等導入支援事業実施（変更）計画書」のとおり

2 事業の内容について、該当する取り組みに○を記載すること

<input type="checkbox"/>	(1) リモコン式自走草刈り機等の導入
<input type="checkbox"/>	(2) 水管理システムの導入
<input type="checkbox"/>	(3) 除草用ヤギの導入

令和 年度
スマート農業等導入支援事業
実施計画書

フリガナ 組織・法人名 代表者名	
所在地	

2 事業内容

(1) 導入予定施設等一覧

名称	規格・面積・数量・頭数等	事業費

(2) 活動計画・目標

	(1) 2年以内に町単位の広域集落営農組合として法人化、または、法人化する団体の構成員となる。
	(2) 当該年度内に一定期間耕作されていない農地を新たに1 ha 以上復元し、管理する。

(3) 事業実施体制（関係機関との連携・協力体制、役割分担等の体制の方針を記載）

--

3 成果目標達成に向けた方針等

(1) 総括方針

項目	内容
現状と課題	
課題解決に向けた取り組み	

※事業実施主体における現状を踏まえ、生産、経営、流通に係る課題を幅広く数値等も交えて、具体的に記述すること。

4. 収支予算書

(1) 収入の部

科 目	金 額(円)	備 考
合 計		

(2) 支出の部

科 目	金 額(円)	備 考
合 計		

●添付資料

- 1 設計書（見積書、カタログ、仕様書等）
- 2 導入機械等の設置・保管場所、およびその写真